○国土交通省告示第三百八十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	認定に係る物件の範囲
三菱重工業株式会社下関造船所	鋼製船体
事業場の所在地	有効期間
山口県下関市彦島江の浦町六丁目16番1号	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○国土交通省告示第三百八十五号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	認定に係る物件の範囲
三菱重工業株式会社長崎造船所	排気タービン過給機
事業場の所在地	失効の理由
長崎県長崎市飽の浦町1番1号	製造事業場の認定を辞退した。

○海上保安庁告示第四十二号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十六年三月二十六日から適用する。

平成二十六年三月二十八日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一無線電話により気象通報を行う航路標識の名称の欄中「鹿佐次ロランＣ局」を「八重瀬ディファレンシャルＧＰＳ局」に、「野島埼無線方位信号所」を「野島埼灯台」に、「犬吠埼無線方位信号所」を「犬吠埼ディファレンシャルＧＰＳ局」に、「篠窪無線方位信号所」を「篠窪灯台」に改め、同表呼出名称の欄中「びさし」を「やえせ」に改める。

別表第1中「別表第1（第2条関連）」を「別表第一（第二条関連）」に改め、別表第2中「別表第2（第3条関連）」を「別表第二（第三条関連）」に改める。

○海上保安庁告示第四十三号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十六年三月三十一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二「鶴御埼灯台（風向、風速）」の項の次に

関門航路西口ＡＩＳ信号所（風向、風速、波高）	093―322―1177（第七管区海上保安本部） 0834―27―5177（徳山海上保安部） http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kanmon_east_aisss/kisyou/index.html

を、同表「部埼灯台（風向、風速、気圧）」の項の次に

関門航路東口ＡＩＳ信号所（風向、風速、波高）	093―322―1177（第七管区海上保安本部） 0834―27―5177（徳山海上保安部） http://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kanmon_west_aisss/kisyou/index.html

を加える。

○防衛省告示第四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年四月五日（予備、同月六日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年四月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年四月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年四月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒